

令和2年2月13日

有資格業者各位

久留米市長

不適切会計処理への対応について

令和2年2月10日、本市の市立学校の21校で、総額606万7592円の不適切な会計処理等が行われていたことを発表しました。

今回事案により、市民の信頼を大きく損ねたことは大変遺憾であり、今後、市では信頼回復に向け、チェック体制強化など、再発防止に努めてまいります。

他方、有資格業者の皆様におかれましては、下記に類するような不適切な会計処理に関する情報を把握された場合には、速やかに下記担当窓口への情報提供をお願いいたします。

<不適切な会計処理の類型例>

(1) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させるもの

(2) 翌年度納入・前年度納入

支出命令書等の書類に、実際とは異なる年度の日付を検収日として記載して支払うもの

(3) 差替え

虚偽の内容の関係書類を作成するなどにより需用費を支払い、実際に契約した物品とは異なる物品に差し替えて業者に納入させるもの

(4) 現金化

「預け金」と同様に、業者に架空取引を指示するなどして、物品を納入する代わりに、業者から現金を受け取るもの

(5) 不適切な契約

本市が契約していないにも係わらず、その対価を市の会計から支払うもの

※上記類型が、複合的に行われる場合も含む。

【担当窓口】

総務部契約課物品チーム

電話（直通） 0942-30-9172